曹洞宗寿昌派の盛衰

――黄檗禅との交渉をめぐつて――

永　井　政　之

延宝五年(1667)に来朝した東皐心越は、一六九五年、水戸天徳寺にて没する。生前、水戸藩の帰依により天徳寺を得た東皐は、中国曹洞禅の伝播者として捉えられ、しかも新しい文化を伝えたという面も歓迎されたらしく、来参する人も多く、その意味では、かなりの厚遇を受けたとも言えよう。

しかし東皐の没後はどうか。その禅風が黄檗のそれと似ていたため、所謂古規復古運動のあおりを食い、寿昌派としての独自性を発揮することはほとんど無かつたと言える。ただこのような状態を、寿昌派の人々が無為無策に眺めていたわけではない。祇園寺六世の天湫法澧(1659―1735)は、享保一二年(1727)〔寿昌清規〕を編纂し、八世普明一琮の資、鼎隆黙道は師命を稟けて、宝暦九年(1759)〔寿昌正統録〕を編纂する。前後三〇年の隔たりはあるものの、いずれも寿昌派としての意識の昂揚を目ざしたものと言いうる。

特に〔寿昌清規〕は、東皐とその派下の人々の遵守した規矩であるが、内容としては、黄檗禅の遵守する〔黄檗清規〕に酷似する。これのみでも、寿昌派と黄檗禅との関係を考える上では重要であるが、さらにここでは、祇園寺に収蔵される資料〔黄檗山襍著章(ゾウジャク)〕を紹介し、それを通してさらに寿昌派と黄檗禅との交渉を考えてみたい。まずその梗概を記す。

一巻一冊　袋綴　縦二七・五センチ　横一九センチ
半葉一〇行二〇字　表紙なく、内題〔黄檗山襍著章〕
虫損あり

その巻末に享保一八年(1733)の普明一琮の識語がある。

その成立を考える手掛りとしては、巻末近くに、東山天皇より高泉性潚への賜号のなされた記事があり、その期日を宝永二年(1705)一二月一六日とし、ここで「黄檗山襍著章　竟」と記し、さらに高泉に国師号が下賜されたことを、享保一二年(1727)一〇月一日付で記される点である。

右が、此書で記される年月の最下限となる。多分、宝永二

黄檗山襍著章一部　　都葉七十□(四カ)片
享保十八龍飛癸丑重陽日謄写　　純照
永鎮福聚禅庵蔵函中　　素
款独子宗普明記置
印　印

年の頃に一旦成立し、さらに書きつがれたものを、享保一八年に普明が書写したものであろう。ちなみに、此書については〔禅籍目録〕をはじめ、昭和一七年、吉永卯太郎〔黄檗叢書〕あるいは〔仏書解説〕にも見えない。

さて〔襍著章〕は、内容からみれば明らかに清規の部に属する。但、この時代の清規の通例として叢林全体の規矩は勿論、対国家など、常に総説としての態度を有するのに比するなら、「雑著」の名が示すように、あくまでも行法指南の範囲を出ない。例えば〔襍著章〕の章だては次のようである。

堂衆須知	大小執事日用
禅士香灯侍者	宗門規条
貼庫須知	覚
諸堂聯対	黄檗山伽藍神感応霊籤
悦衆寮須知	雑著拾遺
副寺須知	長老巡寮式
典座須知	退院式
知客須知	進塔式

「堂衆須知」よりはじまるその内容は、何よりも叢林で生活する人々のなす、具体的な行事作法で始終する。「諸堂聯対」の項が、黄檗山の聯や額、天皇の宸翰の類までを収録するのは、メモとしての役割と同時に、そこで記される祖師の金言や箴言の意味を重視した結果とも言える。

では此書と〔黄檗清規〕の関係はどうか。〔檗規〕の成立は、寛文一二年(1672)である。始祖隠元が序し、二世木庵が校閲、五世高泉が編修する〔檗規〕は、かなり大まかな内容であるが、それでも教団内では、陸続と来朝する中国僧の存在もあつて、絶対的な権威を有する。〔襍著章〕の成立は、〔檗規〕に遅れること三〇余年である。黄檗教団の盛衰をみると、寛文から元禄にかけてが最盛期で、元禄末年には、来朝僧も減少し早くも衰えを見せはじめると言う。〔襍著章〕の成文化と、教団の衰退は無縁でない。〔襍著章〕が〔檗規〕をうけていることは事実であるが、内容として重複する部分は少ない。重複しないことが〔襍著章〕の特長と言えるし、また重複の部分では、詳細な記述がなされる点も特長の一つである。今〔檗規〕の「堂規」の部分と〔襍著章〕の「堂衆須知」を比較してみる。

〔黄檗清規〕

五鼓報鐘、鳴連一版、直日掲帳、斉盥沐礼仏、二版上単、三版止静、香一寸開静、課誦、誦畢候雲版鳴、斉過堂粥、……

（大82―七七六a）

〔黄檗山襍著章〕

五更、僧堂前巡照後、喚醒香灯侍者、答以仏号香灯侍者并直日、静収衣被、出後門洗面、直日掲後門帳近来閉門不下帳□開門香灯点各処灯、侍者俟各所巡照了、報鐘三通、直接一板一鐘、接大鐘、堂衆俟報鐘鳴、各収被掲帳洗面、着衣随意、礼仏黙誦、直日坐椅子、俟大鐘了、二板接大鼓、毎取椎問訊、衆各帰位坐、直日挿香於香台、又一炷献仏前、直巡後門下帳、□□□□帰位坐、俟大鼓三通了、接三板、持座具、向中央□□（又カ）引磬一声、揖東単、又揖中央、引磬一声、揖西単□□中央、進一歩揖、引磬一声、次揖上首、転身揖中□前展具三拝、又転身揖、則引磬二声、即開前門□□下単排班、又揖中央左右上首同上、次到転身揖中央、引磬三声、接版三通、連三鐘接雲板、堂衆登大殿諷誦……

堂規も堂衆須知も、ともに禅堂に起居する大衆に対する規矩であるが、〔襍著章〕の場合、一般大衆（禅士）のみならず、香灯を管理する香灯侍者の進退までを含めて詳述する。すなわち、起床より洗面→坐禅→大殿での課誦という次第が、修行者それぞれの動作として具体化されるのである。

かくして〔襍著章〕は、メモとは言いながらも、〔檗規〕の不足部分を補足する意図があつたと思われる。

次に、この〔襍著章〕が何故、現在祇園寺に所蔵されるか、この点を考えてみよう。この点を考える上で、その最大の理由としては、黄檗禅と寿昌派の禅が、人的関係においても密なる交渉を有したことを挙げうる。かつて紹介した〔寿昌正統録〕の巻五は、東皐派下の人々についてその紀伝を詳述するが、そのうち、黄檗禅に参学した経験者として普明一琮以前としては、

蘭山界天→南源性派（摂陽天徳山にて）
慧厳界本→澄一覚亮（長崎興福寺にて）
大寂界仙→独湛性瑩（黄檗山にて）
天真界高→悦山道章（黄檗山にて悦衆となる）
白円界法→　？　（黄檗山にて修行）
独音界声→獅林　（　？　）
賢興雪庵→慧極道明（法雲寺にて）

などが知られる。〔正統録〕巻五で立伝されるうちの約半数が、黄檗禅参学の経験を持つこととなるのである。

さらに〔襍著章〕を書写した、普明一琮（1696～1763）についてみるなら、その伝は〔正統録〕においては、ほぼ紀年体になるほど詳細に記される。その一一は今は略すが、注意すべきは、その四二歳の時、元文二年（1737）冬、仏国大仙と黄檗二庵の請を受け、黄檗山に入つて綱維の任に就き、翌年には授戒会を営んだとする点である。二庵は虫損もある関係か

ら、あるいは竺庵のことかもしれない。もし竺庵なら、〔黄檗東渡僧宝伝〕（上）に立伝され、享保八年（1723）来朝し、同二〇年（1735）には黄檗山一三代の住持となつた竺庵浄印（1696～1756）のこととなる。時間的にも符合する。また仏国大仙とは、高泉性潡の法嗣で、京都天王山仏国寺に住した、大仙道龍（1675～1738）のことであろう。その〔語録〕に付載される「行状」によれば、黄檗山のために人材を探し求めた事実が知られる。両者の伝を記す史料は、当時の黄檗山の宗風が荒廃した中で、二人がいかにその復興に努力したかを語る。

そのような背景の中で、寿昌派の法灯につらなる普明が綱維（維那）として檗山に入る。檗山で役職を務めた人としては、前述の如く、天真界高の例があるが、他派の人の援助を必要とするほど、情勢は畢迫していたのである。

一方、右の事実は、普明の清規行法に対する造詣の深さを物語る。宗風が荒乱したと言つても、伝統的な中国様式がすぐに変化するはずもないのであるから、語学の面などでも普明の学識の高さが推察できよう。しかも、考えるべきは〔襍著章〕の書写は、享保一八年のことで、檗山入山の二年前という点である。この年の普明の行実は、実は明確でない。その前年には天湫法澧が上野少林山達磨寺にて戒会を修行するのに随喜し、冬に同国の鳳台院にて天湫が結制するのに綱維となつている。もし翌享保一八年も、天湫に随つていたなら、〔襍著章〕の書写は、天湫の会下でなされたことになる。

既述の如く、天湫は〔寿昌清規〕を編纂する。黄檗禅への直接の参学はないにしても、天湫の黄檗の清規への知識は深い。あるいは〔襍著章〕の底本は、天湫より貸与されたのかもしれない。

また識語の中で言う「永鎮福聚禅庵」の一段は不明である。祇園寺や黄檗山の塔頭にその名がみえず、普明の歴住地にもない。ただ書写の翌年に、普明は橘樹の法眼院で、仏国大仙と福聚覚芝に遇う。福聚の覚芝とは誰か。この人を〔近世畸人伝〕で記す、黄檗宗の覚芝広本（1686～1746）に擬しうるかどうか。広本は近江の福寿寺を開いているが、福聚と福寿は一致しない。「永鎮」の二字は、叢林の常住物として門外不出なるを意味するが、それが祇園寺に所蔵された経由も不明である。

普明が八世として祇園寺に入山するのは宝暦二年（1753）四月である。この時点で〔襍著章〕が祇園寺に齎されたと考えられるが、もし書写の原本を天湫が持つていたとするなら行事という実質的な面では、すでに祇園寺の中では実行されていたこととなる。とすれば、かつて〔襍著章〕が〔檗規〕を補佐したように、祇園寺の中では〔寿昌清規〕を補佐したと推察してよいこととなろう。以上、新出の〔黄檗山襍著章〕をめぐつて若干の考証をなした。

（曹洞宗宗学研究所所員）